

金融税制・番号制度研究会

社会保障・税の共通番号制度の
導入と民間利用のあり方

2010年11月

本報告書の要約

現在、「社会保障・税の共通番号」の導入について、政府内外で議論されており、導入に向けた本格的な検討が始まりつつある。

当研究会では、我が国において番号制度を導入するに当たって、諸外国の事例を参考にすることが有効と考え、スウェーデン、オランダ、オーストリア、ドイツの4カ国の視察を行った。視察結果を踏まえて、我が国における共通番号の制度設計と民間利用のあり方について提言する。

1. 海外視察対象各国とも、住民登録情報をベースに発行された番号を活用し、税制や社会保障制度を中心とした行政を効率的に推進する姿勢がみられた。税・社会保障制度の適正な運用のために番号が活用されているとともに、金融機関における本人確認への利用など、番号制度導入に伴いシステム開発費などの負担が生じる民間分野におけるベネフィットも併せて実現している。また、国民感情を考慮したうえで、国の実情に合った制度設計や運用を行っている。特に、オランダでは、国民に政府による情報の一元管理に抵抗感があったが、導入プロセスや仕組みを工夫することで全ての行政分野で使う共通番号を導入し、民間利用の実現もしているため、我が国にとって参考になる部分が多い。
2. 我が国において、少子高齢化の進展を背景に、従来以上に社会保障と税を一体化した施策の実行が必要になっている。また現在、保育料や奨学金など多くの行政サービスでは、行政機関間の情報連携が紙資料の受け渡しや手入力で行われており、効率性を著しく損なっている。この問題を解消し、制度の適正な運用と行政の効率化を実現するために、番号制度の導入は喫緊の課題である。さらに、今後は所得控除・配偶者控除にも所得制限を課すことが検討されており、ますます所得情報・税額情報の連携が必要になるだろう。
また、番号制度の導入によって、所得把握の大幅な精度向上が期待できるが、併せて、資料情報制度を拡充し、把握可能な所得の範囲を拡大すれば、所得把握が一層確実になる。今後、諸外国の状況を踏まえて、資料情報制度のあり方について検討が必要である。
3. 共通番号の導入に当たっては、コストを負担する民間企業にもベネフィットを実現すべく、一定の範囲内で民間利用を認めることを検討すべきである。また、既存口座への番号の登録が現実的に難しいといった、金融機関の事務・システムの実態や負担に配慮した制度設計をする必要がある。

また、共通番号は、①全国民に漏れなく付番し、②1人1番号を確保し、且つ③住所や氏名の変更が速やかに把握される必要があることを考えると、住基ネットを活用した仕組みであることが望ましい。

4. 番号の民間利用（民間企業が特定の利用目的で顧客等に番号の告知を求めて番号を利用すること）については、番号の利用によって固有のプライバシー問題が発生するという前提に立ち、①義務的利用、②（マネロン対策など）他の法律上の義務の遵守のための利用、③商用目的での利用と分けたうえで、利用範囲を限定的に認め、認められた利用目的には明確な法的根拠を与えることが重要である。このとき、諸外国の事例を踏まえれば、①に加え②についても、民間利用を認めることを考えていく必要がある。
5. プライバシー保護対策については、現在の個人情報保護法制が十分でないことを認識し、プライバシーの観点から改めて法整備を図るとともに、第三者機関を設置して、法律面、情報システム面から、行政機関や民間企業における情報の適正な取扱いをチェックできる仕組みを構築すべきである。
6. 共通番号の導入は、国民にとっても利便性のあるものでなくてはならない。既存制度の効率的な運用に加えて、当研究会でこれまで提案してきた、金融所得一体課税における複数口座の名寄せ、個人型年金積立金非課税制度（日本版 IRA）の導入、記入済み申告制度の導入など、共通番号を活用することで、国民にとって利便性の高い制度が実現できる。

以上

目次

1	はじめに	5
2	社会保障・税の共通番号の導入について	6
2.1	我が国における政府の検討状況と本提言の目的	6
2.2	諸外国における共通番号の導入状況	7
2.2.1	概要	7
2.2.2	各国の状況	11
2.3	我が国における共通番号の導入に向けて	13
2.3.1	共通番号の必要性	13
2.3.2	共通番号導入の効果	14
2.4	我が国における共通番号のあり方	18
2.4.1	利用範囲と導入プロセス	18
2.4.2	制度設計	18
3	共通番号の民間利用について	20
3.1	民間利用の意義と利用範囲	20
3.2	社会インフラとしての番号の活用	22
3.3	民間利用の進め方	24
4	個人情報及びプライバシーの権利に属する情報(プライバシー情報)の保護について	25
4.1	個人情報保護法制からプライバシー情報保護法制へ	25
4.2	第三者機関の設置	31
5	納税者の利便のための共通番号の利用	34
5.1	金融所得一体課税における複数口座の名寄せ	34
5.2	個人型年金積立金非課税制度(日本版IRA)の導入	34
5.3	記入済み申告制度の導入	35
6	金融税制・番号制度研究会 メンバー	43
7	研究会の開催内容	44
8	金融税制・番号制度研究会とは	45
9	引用・転載について	45

1 はじめに

現在、「社会保障・税の共通番号」の導入について、内閣官房社会保障改革担当室を始めとして政府内外で議論が行われており、導入に向けた本格的な検討が始まりつつある。

当研究会では、諸外国の番号制度の導入状況を参考にしながら、我が国における番号制度のあり方について提言を行うこととした。本年9月に4ヵ国を視察した結果を踏まえ、本報告書では番号制度の実現に当たっての具体的課題等も含め、制度設計の参考となるポイントを整理している。また、プライバシーに対する漠然とした不安を背景に、これまで必ずしも十分に議論されてこなかった番号制度の民間利用に焦点を当てて、プライバシー保護対策と合わせて具体的、建設的な検討を行っている。

本報告書が、今後の政府の番号制度の検討に役立つことを期待する。

2 社会保障・税の共通番号の導入について

2.1 我が国における政府の検討状況と本提言の目的

我が国においては、格差拡大への不安が高まっており、また少子高齢化により、高齢者の増加と労働力人口の減少が続いていることから社会保障の受け手に対して支え手に余裕がなくなってきた。そのため、従来以上に、社会保障と税を一体としてとらえ、正確な所得等の情報に基づいて適切に所得の再分配を実施し、国民が社会保障給付を適切に受ける権利を守る必要に迫られている。一方で、我が国では、諸外国で導入されているような税分野と社会保障分野に共通した番号制度がないため、両分野の連携をスムーズに行うための環境が不十分といえる。

そのような背景のなかで、政府の内閣官房国家戦略室が「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を開催し、社会保障と税の一体的な番号制度の導入について検討を行ったところである。その結果を踏まえ、6月、番号制度に係る複数の選択肢とそれらのメリット・コスト等を整理した中間とりまとめが発表された。

中間とりまとめでは、利用範囲について、A案（税務分野）、B案（税務＋社会保障分野）、C案（幅広い行政分野）という3案が提示されている。また、制度設計に関しても、番号に何をを使うか、情報管理をどうするかといった複数の選択肢が示されている（別添1）。

その後、番号制度は政府及び与党における社会保障改革の検討事項となったことから、10月末に国家戦略室から内閣官房社会保障改革担当室の所管となった。11月に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が発足し、上記の選択肢に対する意見募集の結果を受け、年内のとりまとめに向けた検討が行われているところである。

当研究会では、我が国において番号制度を導入するに当たって、諸外国の事例を参考にすることが有効と考え、4カ国の状況を視察し、担当者に直接ヒアリングを行った（ヒアリング先一覧は、別添2参照）。

視察対象国は、まず、幅広い分野にわたって行政分野間で共通して使われる番号（以下「共通番号」という）を導入し活用している事例として、オランダ、スウェーデンを選定した。次に、共通番号はないものの行政分野別に番号を利用している事例として、ドイツを選定した。また、「セクトラルモデル」という仕組みによって、共通番号を暗号化して行政分野別の番号に変換し、データ保護に配慮しつつ幅広い行政分野の情報連携を実現しているオーストリアについても、視察対象とした。

以下では、これら状況の異なる4カ国の視察結果を踏まえ、社会保障・税の共通番号制度のあるべき方向に関して提言することとしたい。

2.2 諸外国における共通番号の導入状況

2.2.1. 概要

本年の9月12日から18日にかけて、オランダ、スウェーデン、ドイツ、オーストリアの4カ国について、税務、番号制度に関わる行政当局担当者へのインタビューを中心とした視察を行った。

視察の結果、個別には程度の違いはあるにせよ、各国とも番号を活用し、税制や社会保障制度を中心とした行政を効率的に推進する姿勢がみられた。

また、各国では、税・社会保障制度の適正な運用のために番号が活用されているとともに、金融機関における本人確認への番号の利用など、番号制度導入に伴いシステム開発費などの負担が生じる民間分野におけるベネフィットも併せて実現している（図1）。

そして、各国は、国民感情を考慮したうえで、国の実情に合った制度設計や運用を行っていること（表1）、各国で利用されている番号は、住民登録情報をベースにして発行されていること（図2）も分かった。

図 1 各国における番号の活用例

- 税・社会保障分野での利用
 - 年金や児童手当などの所得に応じた給付を行う制度の執行における、番号の利用(スウェーデン、オランダ、オーストリア)
 - 納税者ID番号を活用した給与の源泉徴収等の税務事務の効率化(ドイツ)
 - 記入済み申告(スウェーデン、オランダ、オーストリア、ドイツ)
 - 他の行政機関へ所得情報の提供を行う所得情報システム(BRI)の構築、運用に向けて準備中(オランダ) ※下記 Base Dataを整備する取組の一環

- その他行政分野での利用
 - 中央と地方の電子政府化を実現(スウェーデン、オランダ、オーストリア)
 - 住民登録情報を行政機関に自動通知する仕組みによる各種行政の効率化(スウェーデン)
 - Base Data(基礎データ)を整備し、全行政機関で共有(オランダ)

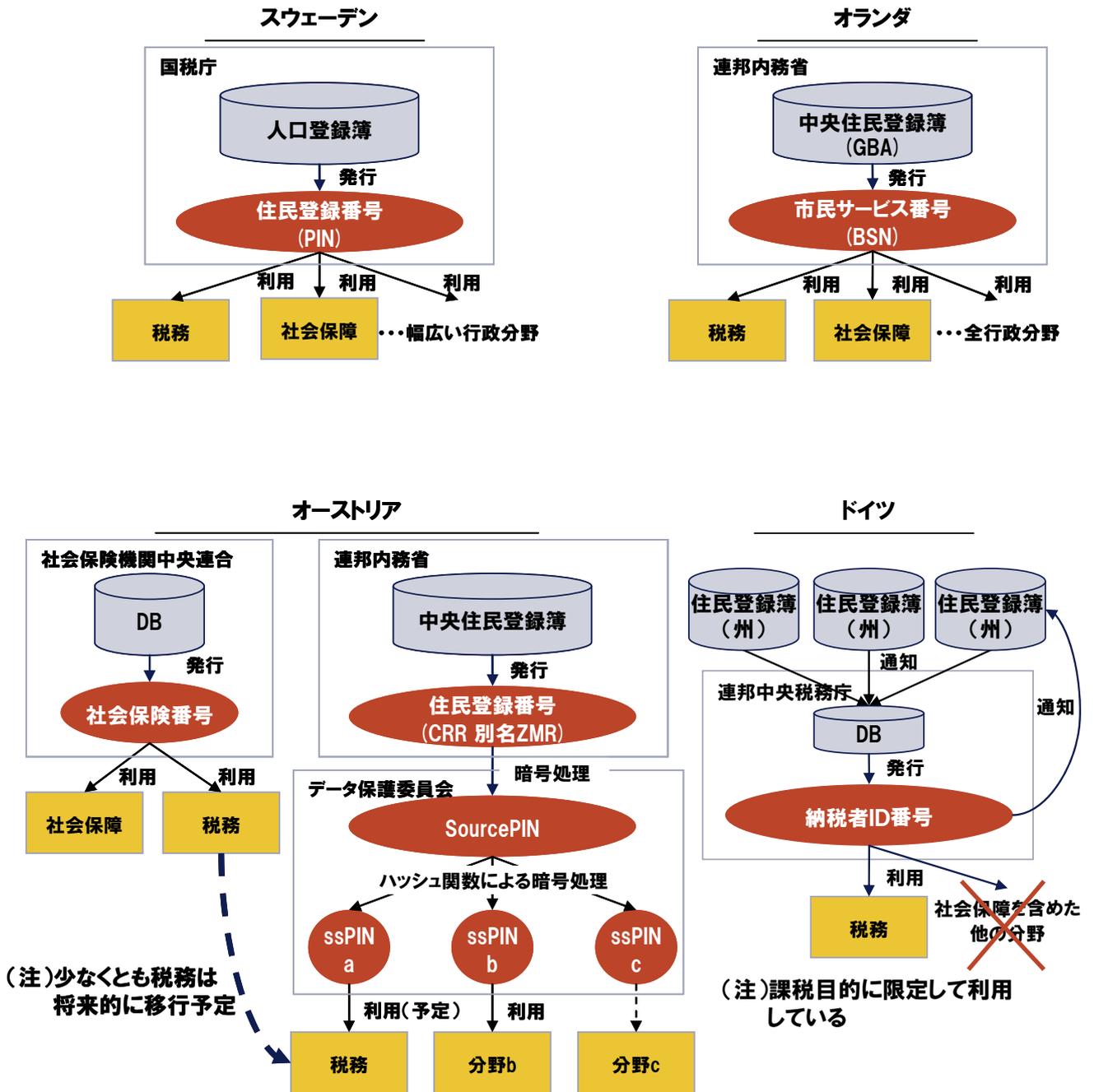
- 民間利用
 - 金融機関における口座開設時の本人確認(スウェーデン、オーストリア)
※オランダは利用を認める法案を準備中
 - 教育、ヘルスケア分野における本人確認。今後、金融機関における顧客デューデリジェンス(融資・投資審査)、若年層支援分野等にも民間利用の拡大を検討中(オランダ)
 - 情報提供機関(SPAR)による保険会社等、民間企業への住民情報の提供(スウェーデン)

表 1 視察対象国の番号制度の背景と概要

	スウェーデン	オランダ	オーストリア	ドイツ
人口	約 900 万人	約 1,600 万人	約 800 万人	約 8,000 万人
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・番号の導入時期が早かった ・政府に対する信頼が厚い ・個人情報の公開に対する許容性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による個人情報の一元管理に抵抗感あり ・連邦・州・地方自治体の機能の一体化が必要だった 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による個人情報の一元管理に抵抗感あり ・電子政府を推進したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による個人情報の一元管理に抵抗感あり ・データ保護に非常に敏感である
主な番号	住民登録番号 (PIN)	市民サービス番号 (BSN)	<ul style="list-style-type: none"> ・税・社会保障には既存の社会保険番号を活用 ・電子政府推進に当たっては、分野別番号を連携用番号で繋ぐ方式を採用 	納税者 ID 番号
利用開始年	1947 年	2007 年 (注)	不明	2009 年
付番機関	国税庁	連邦内務省	オーストリア社会保険機関中央連合 (社会保険番号) 連邦内務省 (住民登録番号)	連邦中央税務庁
付番根拠法	個人登録に関する法律	市民サービス番号法	社会保障通則法 電子政府法	租税通則法
利用範囲	制約がないため民間を含めて幅広く利用	全行政分野で利用可能 行政機関間の情報連携時は利用が義務付けられている	税務、健康保険、年金保険、傷害保険、雇用関係、教育	税務

(注) 税務番号は 1986 年に導入されている。1988 年以後は社会保障分野に利用範囲を広げた (SoFi 番号)。BSN は SoFi 番号を置き換えた番号である。

図 2 各国の番号の発行・運用方式



2.2.2. 各国の状況

(1) スウェーデン

スウェーデンでは、元々教会で登録されていた番号を住民登録番号（PIN）として利用し始めたことから、古くから番号制度が導入されており、長い間戦争がなかったという歴史的背景から政府に対する国民の信頼も高く、あらゆる行政サービスの情報が番号を通じて共有化が図られていた。

国民にメリットのある番号の活用も進んでおり、一例として、「記入済み申告」（詳細は、第5章に記述）がある。特徴的だったのは、記入済み申告書をオンラインで修正する際の認証の仕組みである。銀行のオンラインバンキングのeIDを使って国税庁のサイトにログインするシステムが採用されており、利便性とセキュリティの双方に配慮した仕組みとして参考になる。

また、行政が保有している住民情報を一元管理し、有料で行政機関だけでなく民間にも情報提供を行う SPAR という機関があり、申請内容が妥当であれば、誰に対しても情報提供を行っている。プライバシーに関する国民の意識が日本とは異なっているスウェーデンならではの取組といえるかもしれない。

PIN は、国税庁が付番機関であり、国税庁が発行した PIN を基に、行政機関間の住民登録情報の共有が行われる仕組みとなっている。先進的な取組として、通知レジスターというシステムがあり、人口登録簿情報（業務上必要な情報に限る）を、税務部署、統計局、警察、国土調査当局、選挙管理当局、教会、地方自治体に、定期的且つ自動的に通知している。具体的には、病院からの出生証明を受理した国税庁が PIN を発行し、両親に出生届を送付する、両親から出生届を受理した国税庁が、通知レジスターで関係機関に自動的に通知すると、児童手当が両親の口座に振り込まれる、という運用がなされていた。

(2) オランダ

オランダでは、1986 年に税務当局の内部管理番号を納税者番号として導入し、次に、1988 年に税と社会保障に利用範囲を限定した番号（SoFi 番号）に拡大し、さらに、2007 年に全行政分野で使う市民サービス番号（BSN）へと約 20 年かけて徐々に国民の理解を得ながら利用範囲を拡大していった。

また、SoFi 番号の導入時に、個人データ保護法を制定したことも、国民の信頼を得るうえで貢献していると考えられる。さらに、BSN 導入の際には、「サービス番号」という名称を前面に打ち出し、国民の統一的番号に対する威圧感を和らげたと言われている。

また、仕組みの面では、BSN だけでは個人情報にアクセスできず、別途個人認証が必要な認証システムを導入したこと、BSN の利用範囲を、基本的に行政目的に限定し、

情報交換を含め利用目的ごとに個別に法律で規定していることなどが、工夫として挙げられる。

BSN は、連邦内務省が管理する中央住民登録簿（GBA）を基に発行されている。

税・社会保障分野では、年金や児童手当などの所得に応じた給付を行う制度の執行において、番号が利用されている。具体的には、①AOW pension：国民保険（一般老齢年金）、②National Survivor Benefits Act：国民保険（一般遺族年金）、③Child benefit：子ども手当、④allowance for disabled children living at home：障害児手当、⑤welfare benefit：社会福祉、⑥exceptional medical expenses：高額医療費、の執行に BSN が利用され、社会保障給付の適正化や行政効率化に貢献している。

また、記入済み申告が導入されており、計画的に記入する情報を拡大しているが、電子政府のサービスのひとつと位置付けており、電子申告を利用する納税者だけが利用できるようになっている。

(3) オーストリア

オーストリアでは、税・社会保障分野では、従来から社会保険番号が両分野の共通番号として機能している。社会保険番号は、社会保険組合の統括組織である社会保険機関中央連合が発行する。税分野では納税者番号として活用されており、社会保障分野では、社会保障給付の不正受給を防止し、給付の適正化を図るために活用されている。

電子政府推進のために近年では様々な行政サービスがセクトラルモデルと呼ばれる方法で連携されるようになったが、税・社会保障分野では現在も、社会保険番号が利用されている。その理由は、①税分野における番号は「見える番号」であることが望ましいこと、②社会保険番号が国民にとって既に馴染みのある番号となっていたこと、である。

なお、オーストリア政府は、今後、税・社会保障分野も、セクトラルモデルに移行する予定のようである。

セクトラルモデルは、住民登録番号（CRR）をベースに暗号化して生成した Source PIN を使って、分野別の番号である ssPIN（Sector Specific PIN）の照合を行う仕組みで、一つの行政分野で利用されている ssPIN が漏洩した場合に、他の行政分野の情報が漏洩しないよう、情報保護を強く意識したモデルである。ただし、ベースとなる Source PIN から分野別の ssPIN を生成する仕組みであるため、我が国のように、既に分野別に番号が発行・利用されている場合には、既存の番号に代えて新たな番号を発行しなければならない点に留意が必要である。

(4) ドイツ

ドイツでは、歴史的な経緯などから国民の番号に対する抵抗感が強く、共通番号は導入されていないが、課税目的に限定したうえで、納税者 ID 番号が導入されており、税務事務の効率化を図っている。納税者 ID 番号は、州政府が持つ住民登録簿をベースに、連邦中央税務庁が発行し、州政府に通知され住民登録簿に記録される。

具体的な活用シーンとしては、①給与の源泉徴収に必要な雇用カードの地方自治体から雇用主への送付、②年金の課税額と源泉徴収額の年金金庫から税務署への通知、があり、今後は、③給与の源泉徴収に関わる情報の雇用主から税務署への通知、税務署から雇用主への提供、④国民保険の払込保険料の民間企業を含む保険会社から税務署への通知にも活用される予定である。

また、番号を使ってはいないものの、氏名・住所等を使って税分野と社会保障分野の間で情報連携を行い、行政効率の向上を図っている。また、例えば子供の数よりも養育補助の件数が多いという実態があることから、将来的に国民の意識が変化すれば社会保障の乱用防止目的で納税者 ID 番号を利用したいという意向もあるようである。

2.3 我が国における共通番号の導入に向けて

2.3.1. 共通番号の必要性

諸外国の例をみると、社会保障給付の適正化、行政機関間の情報連携による行政の効率化のために番号が活用されており、我が国の現状がいかに遅れているかが分かる。

我が国においても、少子高齢化の進展を背景に、従来以上に、社会保障の適切な給付や、不正受給の防止、公平な負担の実現が求められており、社会保障と税を一体化し、年金の一元化や給付付き税額控除の導入といった正確な所得等の情報に基づいた施策の実行が必要になっている。所得等の情報の把握は、現在、税務当局において申告書や法定調書を名寄せして行っているが、名寄せのキーとなる番号がないため、非効率である。正確な所得等の情報に基づいた施策の実行に当たって、国民を一意に特定し、本人確認や情報連携を正確且つ効率的に行う仕組みである共通番号の導入が求められる。また、行政を効率化し、税金の無駄遣いを排除するためにも、番号の活用は欠かせない。

我が国では、これまで納税者番号の導入が何度も議論されてきたが、プライバシーに対する漠然とした不安を背景に導入が見送られてきた経緯がある。諸外国では、プライバシー保護と両立する番号制度のあり方を工夫し、導入を実現している。我が国でも共通番号の導入に向けて、海外事例も参考にしながら議論を進めるべきである。

2.3.2. 共通番号導入の効果

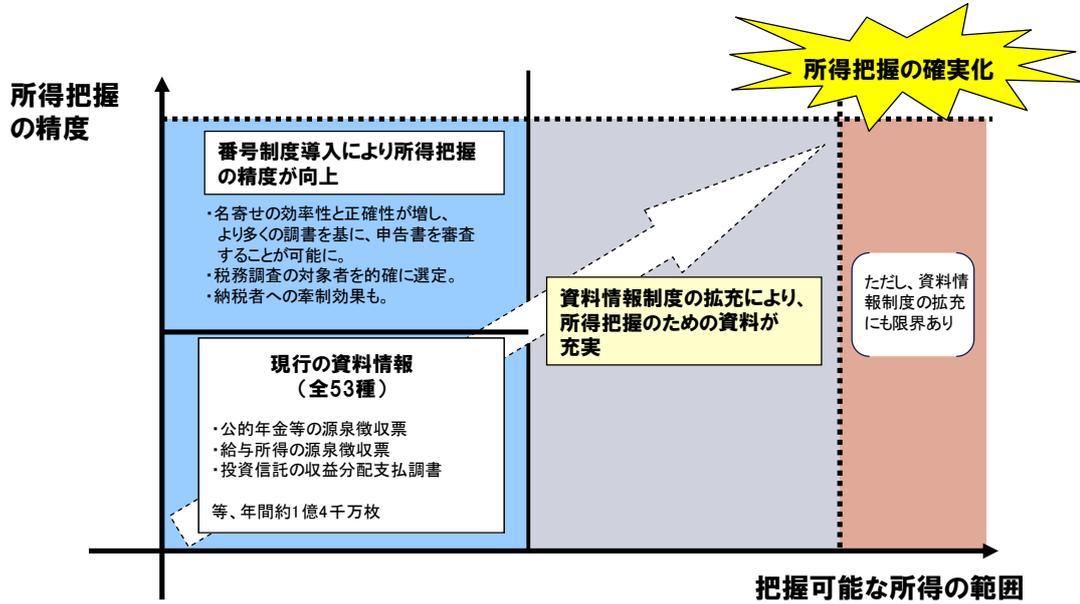
(1) 所得把握の確実化

共通番号の導入目的は正確な所得把握と一般的に言われている。政府税制調査会の資料にもあるとおり、正確な所得把握をより確実に行うためには、①所得把握の精度を高めること、②把握可能な所得の範囲を広げること、の2つが必要である（図 3参照）。番号制度の導入は、適正な申告へのプレッシャー、法定調書の名寄せの効率化による所得把握の精度向上が期待でき、①のための具体的手段として非常に有効である。

ただし、所得把握を一層確実にするには、①だけでなく②が不可欠であり、具体的には資料情報制度の拡充が必要となる。このとき、資料情報の範囲をどこまで拡大すべきかが論点となる。米英など主要国をみると、給与所得や金融所得といったフローに関する資料情報を提出させるだけでなく、金融資産のストック情報について、当局の求めに応じて提出を義務付けている国がある。ただし、当研究会が把握する限り、口座開設情報を提出させている国は多いものの、保有している金融資産の残高情報まで提出させている国はほとんどない。今回視察した国では、純資産残高に対する課税制度を持つオランダのみが金融資産のストックに関する資料情報制度を整備していることが分かった（表 2参照）。今後、諸外国の制度を参考に我が国の資料情報制度の見直しについて検討していく必要がある。

また、番号の導入によって一定の所得把握効果は認められるが、自営業者の所得把握について過大な期待は禁物である（いわゆる「クロヨン」が解消されるわけではない）。自営業者の所得把握については、そもそも支出が経費にあたるか等、個々の消費の内容まで把握できないため、番号の導入による所得把握の効果は限定的であり、このことは視察先の税務当局も同様の意見であった。

図 3 番号制度の導入と資料情報の拡充による所得把握の確実化



《出典》政府税制調査会「平成21年度第2回税制調査会(10月20日)」資料

表 2 調査対象国の資料情報制度（個人）

			スウェーデン	オランダ	オーストリア	ドイツ
フロー	金融所得	利子	○	○ (注3)	×	法定資料情報制度は原則として存在しない ただし、給与所得、年金、払込保険料（国民保険）、不動産売買情報は税務当局に提出されている
		配当	○	×	×	
		株式譲渡	○ (注1)	○ (注4)	×	
	事業所得	×	×	○ (注6)		
	給与所得	○	○	○		
	不動産譲渡	○ (注1)	○	不明		
	国内送金、預金の入出金	不明	不明	×		
	海外送金	不明	不明	×		
ストック	金融資産	預貯金 口座開設	×	○ (注5)	×	
		株式保有			×	
	不動産	○		不明		
	貴金属	不明				
	海外資産	不明				

(注1) 報告対象はいずれも売却価格である。

(注2) 2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

(注3) 銀行の支払利子である。

(注4) 株式の報告対象は売却価格である。ファンド（投資信託と思われる）についてはキャピタルゲインが報告対象である。

(注5) 銀行は1月1日時点の貯蓄残高と株式保有情報を報告する義務がある。

(注6) 特定の類似勤労者（Similar to Employees）に該当する場合は、関係する企業に提出義務がある。

《出典》OECD “Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series” (28 January 2009) と各国税務当局へのヒアリングに基づき作成。

(2) 行政機関間の情報連携の効率化

共通番号の導入によって、行政機関間の情報連携を効率化できる効果は大きいと考えられる。例えば、所得額や税額等に応じて料金等を設定する制度は多い。政府税制

調査会の「控除廃止の影響に係る PT」によると、税額等に応じて料金等を設定している制度として 33 制度が挙げられている（別添 3）。また、厚生労働省の資料にも、所得額や住民税額に関する情報を活用している社会保障制度として代表的なものが 9 例紹介されている（別添 4）。こうした所得額や税額情報は国税庁や地方税当局が保有しており、例えば国税庁は当年度の所得情報を保有する一方、地方税当局は課税資料の範囲や独自調査からより正確な所得情報を保有するため情報連携が有効だが、現在、不十分あるいは番号がないために非効率な方法で実施されている。控除制度見直しの議論のなかで、所得控除や配偶者控除にも所得制限を導入することが検討されていることを考慮すると、行政機関間の情報連携は今後一層重要になる。

国と地方公共団体の間の所得や税情報の連携は、①国税当局と他の中央府省、②国税当局と地方税当局、③国税当局と地方公共団体の税以外の部局、④地方税当局と国税当局以外の中央府省庁、⑤地方税当局と地方公共団体の税以外の部局の間の情報連携の場面で想定される。

このうち、地方税当局が保有する所得額や税額情報の提供（②、④、⑤）については、現行法令上認められているのは、地方税当局による国税当局に対する課税通報等、極めて限定されている。これは、行政機関個人情報保護法や個別の地方自治体が定める個人情報保護条例において個人情報の提供が限定されているからである。このため、例えば保育所の保育料を算定する際に、保護者が源泉徴収票や申告書のコピーを提出したり、奨学金制度の申込時に家計支持者の所得証明書を提出したりする必要がある。

また、法令上認められた情報提供の場合にも、名寄せと正確な本人確認に多大な事務負担が発生している。例えば、地方税当局は、住民税申告書、給与支払報告書、国税当局や他の部局から提供される所得税額や世帯情報等の課税資料を名寄せして所得を把握した上で、課税額を決定している。また、生活保護の認定や介護保険や後期高齢者医療制度の保険料の算定、児童扶養手当の所得制限の確認のために、所得情報を他の部局に提供している。こうした資料の名寄せや他の部局への情報提供は、番号がないために氏名や住所、生年月日を使っている。名前や住所の変更や重複の有無を確認した上で行う必要があり、本人確認の事務負担は極めて大きい。

所得額や税額情報を利用する中央府省や地方公共団体がこれらの情報を把握するための法令を整備したうえで、共通番号の利用を認めれば、所得額や税額情報の提供に限った場合でも、国と地方全体の情報連携の相当な効率化が進み、行政改革の端緒となることが期待できる。

2.4 我が国における共通番号のあり方

2.4.1. 利用範囲と導入プロセス

これまで共通番号制度が存在しなかった我が国において、当初から幅広い行政分野で利用可能な番号を導入しようとするれば、プライバシーの問題等から円滑な導入には至らないであろう。一方、我が国の現状を踏まえれば、税と社会保障一体の制度運用や行政の効率化は喫緊の課題であり、少なくとも税と社会保障に共通の番号を早急に導入することが必要である。

番号制度の導入は、民間企業に多大なコスト負担を負わせるものであることを考えれば、民間からの支持を得るためにも、コストだけでなくベネフィットを実現するという意味で、一定の範囲内での共通番号の民間利用の可能性についても合わせて検討を進めることが望ましい（第3章で詳述）。

また仮に、番号制度の利用範囲を拡大するのであれば、オランダの導入プロセスが参考になる。前述のとおり、オランダは、国民に政府による情報の一元管理に抵抗感があったが、導入プロセスや仕組みを工夫することで全ての行政分野で使う共通番号を導入し、民間利用についても個別に議論を進めて実現している。

利用範囲の拡大には、国民の番号制度に対する信頼感の醸成、プライバシーへの懸念への対応が不可欠であることから、番号制度が国民へのサービスとして認識されることや、法制度・プライバシー保護対策の整備と併せて検討する必要がある。

2.4.2. 制度設計

第2章に記述したとおり、各国で利用されている番号は、住民登録情報をベースにして発行されている。共通番号は、①国民に漏れなく付番し、②1人1番号を確保し、且つ③住所や氏名の変更が速やかに把握される必要があることを考えると、住民登録情報と連携している番号であることが現実的である。

我が国では、すでに住民票コードが住民登録情報を識別するコードとして存在している。既存の番号を使えば導入コストを少なくすることができる一方、社会保障・税目的に利用する番号は、利用者にとって「見える番号」であることが必要なこと、住民票コードの利用範囲は法律で厳しく制限されており、国民にもそのような番号としての認識が定着していることを考えると、住民票コードをベースとして新たな番号を発行することも考えられる。いずれにせよ、住基ネットを活用した仕組みであれば、既存の住基カードを利用した認証の仕組みを活用できる可能性もあり、認証システム構築のための二重投資を回避できるというメリットもある。

また、現状、国民に番号制度導入に係るプライバシーに対する漠然とした不安があるなかで、税と社会保障の一体運用を目的として番号制度を導入する場合には、国民

に理解を得られやすいようプライバシー保護対策を十分に行うことが重要である（第4章で詳述）。

さらに、当研究会が視察した国々では、国民にメリットを提供する番号であることを重視しており、様々な場面で活用していた。我が国においても、国民の利便性を高める活用方法を合わせて盛り込むといった、制度設計がポイントになる。具体的には、金融所得一体課税における複数口座の名寄せ、個人型年金積立金非課税制度（日本版IRA）の導入、記入済み申告制度の導入などが考えられる（第5章で詳述）。

3 共通番号の民間利用について

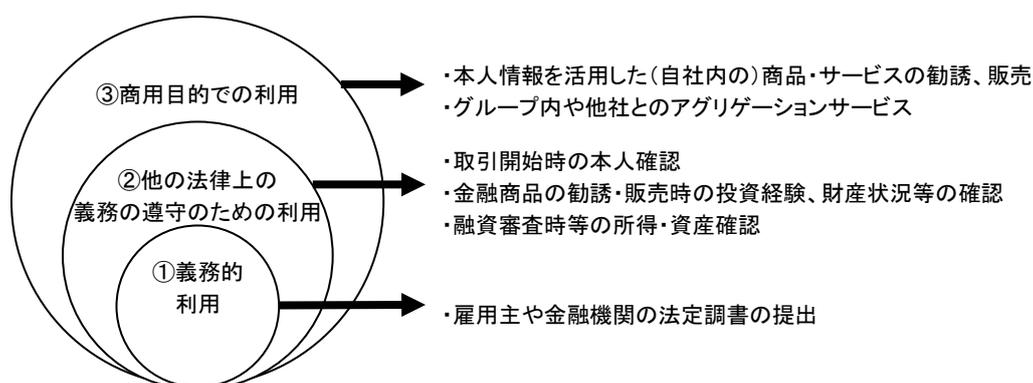
3.1 民間利用の意義と利用範囲

共通番号の導入に当たっては、コストを負担することになる民間企業の支持と協力が necessary になることに鑑みれば、一定の範囲内で民間利用を認めることを検討すべきである。しかしながら、番号の導入により固有のプライバシー問題が発生しうることを踏まえれば、その利用範囲を制限することが必要である。つまり、民間利用を一律に禁止するのではなく、利用目的に応じて利用範囲を個々に議論しつつ、法令の根拠の下で限定的に認めるという考え方をとることが望ましい。

ここで「民間利用」とは、民間企業が特定の利用目的で顧客等に番号の告知を求めて番号を利用することと定義する。雇用主や金融機関の法定調書の提出、取引開始時の本人確認、金融商品の勧誘・販売時の投資経験・財産状況等の確認、融資審査時等の所得・資産確認、本人情報を活用したサービス提供、複数事業者間のサービス提供といった例が考えられる。

こうした民間利用の範囲は番号の利用目的に応じて、①義務的利用、②他の法律上の義務の遵守のための利用、③商用目的での利用の大きく3つに概念的に分けることができる（図4）。

図4 民間利用の利用範囲と利用例



①義務的利用とは、番号の告知を求め、法定業務を行う際に共通番号を使うことが義務付けられる場合である。税務分野でいえば、雇用主（給与所得の源泉徴収票）や金融機関（配当所得等の支払調書）といった法定調書の提出義務者に対して法定調書への共通番号の記載が義務付けられるケースが考えられる。共通番号の導入目的からして当然義務付けられることになろう。また、社会保障分野では、企業が採用した従業員の健康保険や厚生年金保険の被保険者資格を届け出る際に、基礎年金番号の代わりに共通番号の記載が義務付けられることが考えられる。このように、共通番号の告

知と利用が法律で義務付けられる業務の履行が利用目的である場合は、そもそも「民間利用」に含めて利用可否を考える必要はないとも考えられるが、いずれにしても、民間利用が認められることに異論はないだろう。

問題は①以外に共通番号の民間利用が認められる利用目的があるかである。①以外の利用目的を②他の法律上の義務の遵守のための利用と③商用目的での利用に分けて考えることを提案したい。

②他の法律上の義務の遵守のための利用とは、民間企業が法令上求められて行っている法定業務での利用である。金融機関でいえば、犯罪収益移転防止法により、取引開始時に本人確認を行うことが義務付けられている。また、税法上、株式等の譲渡益や配当受領、特定口座の開設、マル優の利用等の手続き時に本人確認が義務付けられており、住所変更時には改めて本人確認が必要とされている。金融商品取引法では、顧客の知識、経験、財産状況、商品購入目的に適合した形で勧誘・販売をすることが求められており（適合性原則）、顧客情報の把握が必要となる。こうした業務は、そもそもマネロン等の犯罪の防止や反社会的勢力の排除、適正な課税の実現、消費者保護といった公益のために行われていることを考慮すれば、共通番号の利用を認めるべきである。

現在、こうした本人確認は氏名、住所、生年月日で行われており、具体的には運転免許証や年金手帳、写真付き住民基本台帳カードを提示ないしはコピーの郵送で行われている。窓口での書面確認や（郵送による手続きの場合）書類の郵送、住所・氏名変更による郵送物の返送等、本人確認に伴い膨大なコストがかかっている。共通番号の制度設計にもよるが、共通番号が住基ネットを通じて住民基本台帳の本人情報と連動すれば、氏名・住所の異動時にも対応できる等、従来よりも正確な本人確認が行われることが期待される。また、正確な名寄せによる本人確認の効率化やコスト削減の効果も大きい。

③商用目的での利用は、法令の求めで行うのではなく、営業上の利用である。金融機関でいえば、グループ内あるいは他社とのアグリゲーションサービス、個人情報を名寄せしたデータベースに基づく商品・サービスの開発や販売、勧誘のために共通番号を使うケースが考えられる。こうした利用目的については、スウェーデンのように制限無く認めている国がある一方、カナダのように特定の利用目的に限って本人に告知義務を課すことを法的に認める制限的利用に転じ、番号を利用する場合に遵守すべきルールを設定した国やドイツのように禁止している国もある。我が国では、番号の導入や民間利用に慎重な意見があることを踏まえると、③商用目的での利用は基本的に認めるべきではない。

3.2 社会インフラとしての番号の活用

民間利用については、これまでほとんど正面から議論されてこなかった。民間利用を認めることで、プライバシーリスクが高まるのではないかという懸念があることが一つの理由であろう。また、法定調書への記載以外の民間利用は禁止すべきであるという意見がよく聞かれるのも同様の理由であろう。

しかし、何らかの利用範囲で共通番号の導入が必要だという認識が広がり制度設計に向けた具体的な議論が進んでいる今、民間利用についても具体的に検討を行うべきである。諸外国においては、歴史的背景やプライバシー意識の違いから制度設計や利用の仕方は異なるものの、社会インフラとして番号を様々な場面で活用しており、その利用範囲には民間分野を含むことが多い。当研究会が視察した国々においても、国民1人に1番号が発行されることで、国民を一意に特定し名寄せができる番号は極めて有効なツールとして認識されており、プライバシー保護と両立する番号の使い方を各国の実情を踏まえて工夫していた（表3）。

番号制度の導入にはコストを負担することになる民間企業からの広範な支持と協力が重要なことを考えると、我が国において①と②の利用については共通番号の民間利用を認め、社会インフラとして官民双方で共通番号を活用することを検討すべきである。

共通番号が導入されれば、法定調書の提出義務者には番号の告知の受付並びに番号の記載義務が課せられる公算が大きいと考えられ、顧客への周知や本人確認、受付・登録事務やシステム対応の点で相当なコスト負担が必要となる。制度設計にもよるが、銀行業界だけで300億円から2,000億円程度のコストがかかると試算されている（注：試算は相当の幅をもってみる必要がある）。行政機関や民間企業においては本人確認が必要な場面は多いことから、番号を活用することで官民双方において本人確認や名寄せにかかる膨大な社会的コストを下げる効果が期待できる。このことは、視察した国々においても期待された点である。

なお、一意に特定できるという特性があるからこそ、共通番号の利用に関してプライバシー侵害の不安や懸念が生じるといえる。悪用された場合の被害が他の個人情報と比べて大きいことを考慮すると、番号固有のプライバシー問題を踏まえた新たなプライバシー対策が必要である。プライバシーの観点からの共通番号の問題と対策の具体的検討は第4章で行うが、ここでは、プライバシーの問題は民間特有のものとは言えず、プライバシー侵害のリスクを理由として、民間企業による共通番号の利用を禁止することは必ずしも適当でないことを指摘したい。むしろ、行政機関と民間企業の両方を対象としたプライバシー対策を検討することが重要である。主要国の個人情報保護法の多くは政府部門と民間部門を対象として規定されており、同法の遵守状況を監督する第三者機関も両部門に対して調査を行う権限が与えられている。

表 3 諸外国の民間利用の状況とプライバシー保護

	民間利用の可否	個人情報保護法	第三者機関
スウェーデン	制限はない (銀行、保険会社、病院、学校等で広く使われている)	個人データ保護法 (官民対象)	データ検査院
オランダ	・法律に基づく公的業務には利用可能 ・民-民は、社会的便益を勘案して個別に法整備をした上で利用可能 (注1)	データ保護法 (官民対象)	データ保護委員会
オーストリア	・社会保険番号は、税分野での利用は資料情報の提出時の利用に限る ・Source PIN は、制限はない	データ保護法 (官民対象)	データ保護委員会
ドイツ	・官-民では特定の用途 (注2) に利用可能 ・民-民は利用禁止	連邦データ保護法 (官民対象)	・連邦データ保護監察官(連邦政府) ・各州の監督官庁 (州・自治体の公的機関及び民間部門)
カナダ	・本人に告知義務のある民間利用は法定(注3) ・法令上必要な場合以外 の利用は自粛を求めている (法律では禁止していない)	・プライバシー法 (連邦政府) ・個人情報保護及び電子文書法 (民間部門)	プライバシーコミッショナー

(注1) 現在認められている分野はヘルスケア、教育分野の2分野である。金融機関、児童虐待等の青少年保護策での利用について、法案を準備中である。

(注2) ①給与の源泉徴収に必要な雇用カードの地方自治体から雇用主への送付、②給与の源泉徴収に関わる情報の雇用主から税務署への通知、税務署から雇用主への提供(予定)、③国民保険の払込保険料の民間企業を含む保険会社から税務署への通知(予定)

(注3) 本人に告知義務がある利用目的は、法令上認められている18分野と財務省委員会ポリシーで認められている10分野に限られている。

3.3 民間利用の進め方

まず、具体的にどの利用目的が①や②に該当して共通番号の利用が認められるのか、利用範囲に解釈の余地が残らないよう、個別具体的に法定する必要がある。利用範囲は限定的に認め、認められた利用目的には明確な法的根拠を与えるというホワイトリスト的アプローチである。

また、②に該当する利用目的の検討・法制化や利用範囲の拡大の進め方については、諸外国の例が参考になる。オランダでは、BSNを導入する際に市民サービス番号法を定め、官民を問わず法律に基づく業務を行う際に番号の利用を認めるという基本方針のもと、その他の民間利用を認める場合は個別に法制化を必要としている。現在、金融機関の民間利用（用途は口座開設時の本人確認及び顧客デューデリジェンスの2つ）と児童虐待等の青少年保護策での民間利用について、それぞれ数年かけて法案が準備され、関係機関の意見聴取が行われている。また、カナダでは、社会保険番号の収集・利用についてのポリシーを策定し、制限的利用の方針のもと、利用許可を付与する機関（財務委員会）が付番機関とは別に存在している。こうした番号の基本方針の策定、明確な法的根拠に基づく限定的な利用範囲の認め方や利用範囲を広げる際の組織のあり方や合意形成の仕方は参考になる。

また、詳細は第4章で述べるが、番号固有のプライバシー問題への対策の一つとして重要なのは、法で定めた利用目的や利用方法に基づいて番号が利用されているかを監督する第三者機関の創設である。この第三者機関には前述のような検討を行う際、個別の利用目的を認めるべきかどうか、プライバシーへの影響や潜在リスクを回避するための方策を専門的な見地から述べるプライバシー・インパクト・アセスメントの機能を与えることも一案である。

さらに、共通番号の導入にあたっては、①の対応のために民間企業に多大な負担がかかる。金融機関の場合、既存口座への番号の登録は口座数を考慮すると現実的に難しいといった金融機関の事務・システム対応の容易性やコスト、番号登録の実現性に十分配慮した制度設計と導入スケジュールとすることも重要である。

4 個人情報及びプライバシーの権利に属する情報（プライバシー情報）の保護について

4.1 個人情報保護法制からプライバシー情報保護法制へ

税と社会保障の一体化政策という全体設計において、番号制度は、本人識別技術としての国民 ID 制度と並び、その前提となる施策の一つにすぎないということをまず認識しておく必要がある。

番号制の導入によって行政のあり方が劇的に改善されるというものではなく、それらの成果は、むしろ番号制度導入後の、情報システムを中心とした行政マネジメントの再構築と運用面における地道な改善といった作業にかかっているとよい。それは顧客番号や社員番号の導入が必ずしも会社のシステムの改善を約束するものではないということと同じである。

また、データベースごとに運用されている個別番号制度のいくつかを統合的に管理することで、突然、邪悪な管理国家が出現するわけでもない。過去の議論の多くは、一方が番号制導入による利益のみを、また一方がその弊害をそれぞれに過剰に喧伝しすぎたきらいがあった。実際のところ、この問題は、その利益をより大きく、その弊害をより小さく統制していくことが可能なものである。その一案としてここでは、プライバシー情報保護法制の確立と第三者機関の創設を提言することとしたい。今日の最大のリスクは何もせず手をこまねていることである。

(1) 番号制（識別子の付番）の法的問題 ～番号による特定個人の識別機能～

国民等の情報をコンピュータ処理によって管理する場合、コンピュータ（データベース）の性質として、一種の番号管理が行われるのは避けがたい事実である。したがって、人間を番号で管理すべきではないという考え方は、コンピュータ処理そのものを否定するのでもない限り成立しない、単なる情緒的批判ということになる。もはや人海的なマニュアル処理に戻ることがかなわない現代においては、この意味の番号管理までを否定することはできない。

したがって、ここで問題としなければならない番号制度は、そうした単なるコンピュータの特性上不可避免的な番号管理を言うのではない。政府が、コンピュータ処理におけるデータ管理及び一部の文書管理において、当該本人を一意に特定できる識別子を付番し、一定の場合にその利用を法的に義務づける制度のことをいうのである。特に、従来、独立するデータベースごとに本人を特定するに止まっていたものを、複数のデータベース間で同一の識別子を用いることで、照合範囲を拡大し、且つ照合容易

性を高める制度（共通番号制度）の問題について検討しなければならない。

なお、番号（識別子）は、特定個人を容易に識別するための手段であるが、それは多くの手段の中の一つにすぎず、特定個人の識別技術は日々刻々と新たなものが開発され実装されている。識別子それ自体は、現在、この機能を代表しているものにすぎない。問題の本質は番号（識別子）そのものというよりも、特定個人の識別機能（名寄せの容易性、確実性）にあるというべきである。過度に番号（識別子）に着目することで他の同種技術を見落とすことのないようにしなければならない。

注意しなければならない特徴は、次の2点である。

① 管理対象の網羅性

全国民を対象とする網羅性を有する政府機関のデータベースは、国民のプライバシーの権利の保護の観点から注意深く監視していかなくてはならない。しかし、この点は、戸籍の電算システムや住民基本台帳ネットワークシステムを見るまでもなく、すでに具体化されているように、たとえ網羅性を有していたとしても、個別の行政目的別に独立したデータベースが厳重に管理されており、且つ法定の利用目的の制限の範囲内で限定された取扱いが担保され、一定の安全管理基準を満たしたうえで運用されているのであれば、その番号（識別子）または識別機能の濫用リスクは許容できる範囲にあると評価して良いであろう。

② 横断検索性（データベースのオンライン結合）

政府機関の管理する独立したデータベースを、例えば、税と医療、それに年金というように横断的に検索できる機能を実装しようとする場合は、国民のプライバシーの権利の保護の観点からより厳格な監視が必要となる。

共通番号制度の導入によって、政府機関は、複数データベース間の横断検索機能による広範囲の国民の名寄せが可能となる。すなわち、このことが特定の行政目的の達成に必要なコストを低減し、効率的な成果をもたらすことに資するのであるが、その反面において、特定個人の調査や監視といった目的外利用や改ざん、消去といった権力濫用のリスクも拡大し得るのである。

こうした濫用リスクは、官に止まらず民間にも拡大する。このことは、共通番号の民間利用を法的に規制したとしても、当然のことながら違法行為として発生し得る。不正に利用された者の救済のしくみを設計しておくことが課題となる。

従前は、このような問題を理由として共通番号制度導入に否定的な意見（国民総背番号制批判）が多かったが、政府は、法律によって利用目的による制限を設けること、罰則によって担保することなどを提案してきたところである。

しかし、今日の立法政策としては、権力の濫用や民間の不正利用のリスクを最小化するための実効性ある方策とともに行政の効率性を最大化することが求められてい

る。番号制を回避するという発想ではなく、その必要性を見極め、問題点を明らかにし、それに相応の対策を行っていくという姿勢でのぞむべきである。また、情報化投資に対する効果測定の視点も忘れてはならない。

(2) コンピュータ社会のリスクとは何か

今日では、番号制度導入の前提となる政府の情報管理のあり方が問われている。番号制導入の前提として、以下の顕在化しているリスクに対応する制度を設ける必要がある。

① 正確性の確保の問題

行政の保有個人情報に正確性が確保されているとの推定の下で、各種行政が執り行われるのは当然のことである。しかし、一度その信頼が崩れるとどうなるか、このリスクは年金システムの破綻という問題で顕在化し、広く人々の知るところとなった。国民の立証の手間と受給金額の正確さへの不安、政府の確認の手間と甚大な財政負担は、まさに前代未聞の事態である。コンピュータ社会は、管理社会に向かう脅威だけではなく、正しく管理されないことによる脅威もまた存在する。消えた超高齢者問題などデータベースの正確性に関わる他の事例も報道されているとおりである。

② 利用目的の制限の問題

年金問題では、公務員に対して利用目的の制限条項によって規律していたにも関わらず、職務中に政治家や芸能人などの情報検索と閲覧が行われていた。

③ 守秘義務の問題

年金不払者情報が次々と報道されていったように一部で国家公務員法上の守秘義務の違反が問題となった。

④ 安全管理の問題

防衛庁（当時）のイージス艦情報や警察の捜査情報の漏えい、そして今日では、尖閣諸島のビデオ映像や公安情報など深刻な情報流出が問題となっている。

これらの問題（リスク）は例示にすぎず、罰則の厳格化といった従前どおりの対策で対応できるものではない。総合的な情報管理体制の構築が求められる。

(3) 現行個人情報保護法制の対応と限界

① 理論的問題

我が国の個人情報保護法は、プライバシーの権利に属する情報を十分に保護しているか、個人情報は誰のものか（本人のものといえるか）、自己情報コントロール権を採用できるか、番号（識別子）を保護するのはなぜか、対象情報の性質でルールが決定されるか、情報の価値（プライバシー性、センシティブ性）に着目すべきか、コンピュータ処理情報とマニュアル処理情報を同様の規範で規律すべきか、といった点について十分に議論を尽くさぬまま今日の法制度が設計され運用されている。共通番号制度導入の前提となる法制度の理論的基礎は脆弱なままであるといつてよい。

現行個人情報保護法は、憲法の人権規定であるプライバシーの権利を理論的基礎において、プライバシー情報保護法制として再構成されるべきである。

② 正確性の確保

行政機関個人情報保護法は正確性の確保の努力義務規定を第5条において定めているが、年金問題においては何らの抑止効果を示すこともできなかった。本件に限らずどのように正確性を確保するかといった具体的な手段に関する規律を欠いている。いわばポスターの標語に類する効果しかないのが現実である。

年金問題では職員のモラルの欠如が指摘されたが、仮に最高の物理的安全管理措置を施したコンピュータセンターを建設し、最高の技術的措置を講じた情報システムを構築し、最高の研修制度の下でスキルとモラルを有する要員を配置し、データベースを管理したとしても、データの正確性を維持することはできない。データの正確性は、コンピュータセンターの外部にある事実を反映することで実現されるからである。例えば、本人が死亡したならば、死亡したとの事実がしかるべき窓口にしかるべき期間内に申告されなければならない、それがいない場合は、行政自らそれを調査しなければその事実を確認することはできない。前者の場合は申告義務者が法定され、その申告が罰則その他で担保されるよう設計されなければならない、後者の場合は、調査権限とともに一定の要員と予算が与えられなければならない。正確性の確保は総合的な制度設計と予算配分の下で実現されるものである。

③ 安全管理（情報セキュリティ対策）

情報漏えい対策などの安全管理は個人情報に特化すべき問題ではなく、組織内の情報管理システム全般の中で捉えるべき問題である。一般に情報管理は、業務を遂行するうえでの一定の効率性を維持しながら、それと相反しがちな利用目的管理と正確性と安全性を確保することが求められる。その調整は一般に情報の価値に着目してなされるのであって、特定個人の識別性の有無といった形式的・外形的基準のみで対応できるものではない。現行個人情報保護法は、現実的には情報の重要度に応じて費用対効

果を踏まえて実施されている情報セキュリティ対策に困難な課題を与えている。この点の解消は、組織内の情報管理を徹底していくうえで必要な前提問題ということがいえる。情報の価値に着目するプライバシー情報保護法制への再構成で対応すべきであろう。

④ 個人情報保護法体系上の問題

憲法の定める人権規定（プライバシーの権利）を基礎とする法制とする場合、プライバシー情報の取扱いに係る法規範は法律事項であって、個人情報保護条例に委ねるべき問題ではないということになる。また、共通番号を日本全体で広く用いる場合にそれらが 1,800 数余に分割された個人情報保護条例ごとに微妙に異なるという事態を招くことはその管理のあり方からいって望ましいことではない。情報公開条例など関係条例との関係という難題を伴う課題ではあるが、共通番号制導入を契機に万全の法制度を用意しなければならない。

(4) 番号制度固有の問題

上述した現行法制の課題への対応を前提として、さらに次の問題も手当てしておくことが求められる。

① 「番号（識別子）」と「個人情報」の関係

ある番号（識別子）が個人情報保護法の対象情報である「個人情報」に該当するか否かを判断するにあたって、法第 2 条（定義）中に規定されている「他の情報」の範囲、それから「（容易に）照合」可能か否かの判断基準が十分に明らかにされていない。

さらには、なぜ、特定個人識別情報だけでなく、特定個人識別「可能」情報までその適用範囲を拡大するのか、番号（識別子）単体を保護する理由、根拠についても必ずしも十分に説明が尽くされているわけではない。

また、行政機関個人情報保護法と個人情報保護法、さらには個人情報保護条例間の「個人情報」の定義が異なっていることで番号（識別子）に対する法的評価も異なるという現状を維持するか否かも論点となり得る。

② 利用目的管理のあり方

行政機関個人情報保護法は、利用目的を独立したデータベースごとに管理することを前提として設計されている。共通番号導入によって、データベース相互間の情報の横断検索（照合など）が可能となってくると現在の利用目的管理のあり方を法的にも情報システマ的にも再検討する必要がある。

③ 安全管理の責任

横断検索、照合により利用する場合の安全管理の責任関係の明確化を検討する必要がある。

④ データベース結合禁止からの明確な転換

共通番号制度によって、データベースの独立性と結合禁止という基本的な考え方が大きく修正される。したがって、どのデータベースのどの情報とどのデータベースのどの情報を検索、照合可能にするか、その判断基準を法律で明確化しておかなければならない。統合的運用が過度に広範になってきた場合は、プライバシーの権利の観点から違憲と判断される可能性がある。

⑤ 共通番号制度と国民 ID 制度

全国民に識別子を付番しても、それが正しく本人の手に渡るか、行政窓口等に真の本人が現れるかは保障の限りではない。仮にこれをカード化したとしても本人が所持しているとは限らない。むしろ本人の推定が働くという意味で、偽造や不正交付によるなりすまし等不正利用の温床となることも考えられる。それら不正利用者の救済制度の設計、識別子の付番とは別に本人確認技術の導入と制度化（国民 ID）を論じる必要がある。

⑥ 世代間を越えた情報の集積

電子政府化の進展により、国民の個人情報及びプライバシー情報が世代を超えて集積されるようになる。そのことによって、例えば、データベース上に記録されている親のネガティブ情報によって、子の差別的取扱いにつながる事態や、社会的評価に影響を与える事態なども予想される。一定のネガティブ情報は消去する必要があり、また、番号によって親子関係を連携できなくするなど一定の制度上の工夫を要するところである。

(5) プライバシーの権利に属する情報を中心とした保護法制の必要性

行政機関の保有する個人情報の取扱いをより厳格に規律していくためには、「プライバシーの権利」という人権規定（憲法 13 条）に依拠した規律を法律レベルで実現していかなければならない。特に、新しい人権である「プライバシーの権利」については、法律の制定を通じて国会がその内実を明らかにし、その「プライバシーの権利」に属する情報の取扱いを定めて、それを運用していくことで、一つの憲法習律としての実質を備えていくことも必要であろう。

その意味で、現行「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等

は、新たにプライバシーの権利を軸に改正されなければならない。

また、同時に、1,800 数余の都道府県市区町村ごとに制定している「個人情報保護条例」を廃止し、新たな改正個人情報保護法である「プライバシー情報保護法」の下に統一されなければならない。そもそも人権の内容に関わる事項は、法律事項であり、対象情報の定義、安全管理の基準などにばらつきが生じ得ることはとうてい容認できるところではないからである。

4.2 第三者機関の設置

(1) なぜ第三者機関が必要か

番号制度が税または年金、医療というように個別的番号制度に止まるのであれば、またそれらの間を限定的に照合するだけの番号制度に止めるのであれば、必ずしも強大な権限を有する第三者機関を創設することはない。

しかし、第三者機関の必要性は、番号制度の導入に限定されたものではなく、イージス艦情報、警察の捜査情報、公安情報、外交機密などの度重なる重要情報の漏えい事故、その他年金システムの破綻といった次々と顕在化してきた正確性の確保、安全管理上多くの問題に対する対策として論じられなければならない。

何よりも行政機関に対する情報監査機能を拡充すること。また、専門的な見地からの情報管理政策を長期的継続的に行い得る組織も人事システムを構築することが求められる。今後、電子政府化が進展していくならば、情報システムのブラックボックス化がより深く進行し、政治家も官僚もやがて情報システムの内容に立ち入っての監視や監督を行うことはできなくなるという現実が待っている。例えば、電子投票制度を導入しようとした場合、当該システムのプログラムに情報セキュリティ上の問題がないか、票の配分等を不正に操作できるしくみがないか、そういった欠陥を未然に発見し、また事後的にそれを検証する機能が十分に制度的に用意されていなければならない。まさに第三者機関はこうした問題に対応できるものとして創設されなければならないのである。

また、EU のプライバシー・インフォメーション・コミッショナーや米国の GAO（会計検査院）の活動実績に比肩するものは、残念ながら我が国には存在していない。先進諸国の水準からも劣後していると評価することもできるだろう。そしてこのことは個人情報の越境データ問題において相手国の不安を招く要素の一つともなっている。

今日、組織のガバナンスにおいて、監査機能の充実の必要性は論をまたない。昨今の会社法制等内部統制の強化や情報セキュリティ政策の強化など民間部門はこの点が強化されているのに対し、肝心の行政に対する十分な監査機構は未だ整備されてい

ない。上述した頻発する情報管理上の失態や蝕まれた年金データベースの問題認識の遅れは、まさに監査機能の弱さを露呈していると言ってもよいだろう。

(2) 第三者機関はどのように制度設計されるべきか

第三者機関は、内閣府の外局として置かれる委員会（いわゆる「独立行政委員会」）として創設されるべきである（内閣府設置法第49条第3項）。

① 設置の根拠

第三者機関は、行政機関等の監視機能を設けなければならないことから、何よりも中立性を確保することが求められる。また、専門技術的判断を必要とし、準司法的機能を設けるという意味でも委員会の形式をとるべきである。

② 職権行使の独立性

第三者機関は、職権行使の独立性を確保するために、内閣府の長としての内閣総理大臣の所轄に属する、内部部局（内局）とは異なった、一定の独立性を有する組織（例：公正取引委員会、国家公安委員会）として設置するものとし、委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うべきである（合議制）。

既存の各機関等との関係は、現行の内閣府消費者庁、内閣府情報公開・個人情報保護審査会における権限はこれを引き継ぎ、現在、地方公共団体の個人情報保護審査会は、現行個人情報保護条例を撤廃し、新たなプライバシー情報保護法制として、この委員会の下に再構成することを検討すべきである。

なお、金融、電気通信、医療の三分野については、それぞれの行政の中で統一的な運用が図られるよう個人情報、通信の秘密、医療情報について、それぞれ関連業法に個別規定を設けるなど権限を残し、この委員会との共管とするなどして、抑制と均衡が働く制度設計を指向すべきであろう。

③ 権限

第三者機関に対し、次のような権限を付与することを検討すべきである（詳細は別添5参照）。

- 規則制定及び命令
- 告示
- プライバシーの権利に関する法案等の審査
- 委託調査
- 調査（公的部門）
- 監査
- 国際関係

- 調査研究
- 調査（民間部門）
- 事前相談（民間部門）
- 助言、勧告、処分（民間部門）

④ 人材登用

長期継続的に専門的知見を集約していくためにも、職員は、一般の公務員採用とは異なる方式での独立採用が望ましい。弁護士、公認会計士などの有資格者（経験者）、そして何よりも情報技術の研究者などスキル要件を明確にして優秀な人材を一定の処遇で採用しなければならない。そのうえで、金融、医療、通信などの個別行政との整合的運用を図るため、関連省庁との人事交流を行うべきであろう。また、海外との折衝や新たなビジネスモデル、立法例の調査研究などを担当できる人材を確保するために、産業界、国会図書館、学界との人事交流も深めるべきである。

5 納税者の利便のための共通番号の利用

5.1 金融所得一体課税における複数口座の名寄せ

当研究会では、これまで一貫して金融所得一体課税の推進を主張してきた。金融所得一体課税は、金融資産から生じる所得（以下「金融所得」という）を勤労所得と分離して、その中で損益通算を行い、同一の税率で且つ申告分離で課税するというもので、簡素で分かり易く、資本や投資に対して効率的な税制である。金融所得一体課税が実現することによって、国民が投資に対してリスクテイクしやすい環境が整うことになり、少子高齢化の進展により今後労働人口が減少していくで、国民の貯蓄・投資を促進し、限られた金融資産を活用することを通じた経済成長に資することになる。

すでに、我が国では上場株式等の譲渡損と申告分離課税を選択した場合の配当の損益通算が可能となっているが、今後、様々な金融所得に対象を拡大していくことが望ましい。

金融所得一体課税の対象範囲を拡大していくと、金融所得内での損益通算が行われるようになる。現在、一つの金融機関の口座であれば特定口座（源泉徴収口座）があり、申告不要で損益通算が行える仕組みになっており、世界的にみても優れた課税インフラとして機能している。金融所得一体課税が進み利子が一体化の対象となれば、銀行と証券会社の間など複数の金融機関の口座間での損益通算が行われるようになる。このような複数口座間の損益通算のためには申告が必要となるが、納税者、金融機関、税務当局において、大量の申告に対応することは大きな事務負担となる。当研究会では、複数金融機関の口座間で、事実上申告不要で損益通算を行うための仕組みとして、「金融所得確認システム」を提案した（別添 6 参照）。このシステムは、①各金融機関が提出した資料情報を元に、税務当局が名寄せし損益通算を自動的に行う機能、②損益通算結果を納税者がインターネット上で確認し、簡易に申告手続を実施できるようにする機能、からなる。

このシステム構築において、番号を導入することは必須ではないが、共通番号を利用すれば、口座間の名寄せを効率的に実施できる。共通番号が導入される場合には、金融所得確認システムに活用できる番号であることが望ましい。

5.2 個人型年金積立金非課税制度（日本版 IRA）の導入

当研究会では、老後の生活のための資産を自助努力で形成することを支援する個人型年金積立金非課税制度「日本版 IRA」を提案した（別添 7 参照）。

この制度は、20 歳以上 65 歳未満の者を全て対象とした非課税口座を設け、老後の生活のために行う投資について一定の限度額の範囲で、「個人単位」で拠出時課税、

運用・給付時非課税とするもので、現行の公的年金や企業年金の問題点を補完することができることが特徴である。我が国において、本格的な少子高齢化を迎えるに当たり、老後に向けた備えに対する国民の不安や財政運営上の課題を解決するものとして期待が高い。

この制度の運用に当たっては、既存の特定口座の中に、非課税対象の資産や所得を別管理できる勘定を設けることが考えられる。このとき、業際問題を避けるために複数の金融機関に口座が分散せざるを得ないため、金融機関を跨いで限度額管理を行う必要がある。1人の拠出総額が限度額を超えないように正確に確認するためには、名寄せの仕組みに、重複する可能性のある住所や氏名ではなく、国民1人1人に重複なく付与された番号を利用することが合理的である。

日本版IRAが導入された場合には、第3章で述べたように、マル優の利用等の手続きにおける本人確認など、既存制度の効率的な運用に加えて、新制度の適正な運用を行うために必要な金融機関の業務（限度額管理）においても、共通番号を利用すること（利用範囲②に該当）は当然認められるべきであろう。

5.3 記入済み申告制度の導入

税務事務の電子化を背景に、納税者の申告書作成負担の緩和や正しい申告書を入手することによる税務当局の効率性の向上を主目的として、「記入済み申告」の導入が、各国で広がっている。

「記入済み申告」は、雇用主や金融機関等の第三者から提出された情報に基づいて、税務当局が納税者の所得金額や控除金額、税額を申告書に事前に記入したうえで納税者に提示し、納税者が記入内容を確認することで、申告が終了する仕組みである。

税務当局が収集した資料情報を納税者利便のために使うという発想が根本にある。

このようなサービスを可能とするには、税務当局が申告書に記入する内容の元データとなる資料情報を効率的且つ正確に収集・名寄せすることが必要で、そのために納税者を特定する番号が使われている。

我が国でも、税分野に共通番号が利用される場合、納税者にメリットのある施策としてこのようなサービスを併せて導入するのも一案だろう。このとき、（記入済みの）申告書を郵送する仕組みではコストが大きくなるため、電子申告（e-Tax）の利用を一層推進し、効率的な行政を合わせて目指していくことが望ましい。また、電子申告（e-Tax）普及の観点からは、番号制度の導入による簡便な本人確認制度の導入が必要であり、番号制度の導入と電子申告（e-Tax）の普及は、一体的に論じるべきであろう。

制度導入に当たっては、特に、年末調整がなく申告が必要な高齢者（年金受給者）に対して、申告に伴う負担を軽減させる効果があることを考えると、まず年金受給者

を対象とするという考え方もある。また、仮に、納税者の納税意識の向上等を目的として、年末調整を選択的なものとし税額を自らの申告により確定する自主申告制度が導入されれば、記入済み申告のメリットがさらに大きくなることが期待できる。

別添1 国家戦略室「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間とりまとめ」
～3つの観点からの選択肢～

選択肢Ⅰ (利用範囲をどうするか)		選択肢Ⅱ (制度設計をどうするか)		選択肢Ⅲ (プライバシー保護の徹底をどうするか)
		番号に何を 使うか	情報管理 をどうす るか	
A案 税務分野のみで利用		①基礎年金 番号 ②住民票コ ード ③新たな番 号(住基 ネットを 活用)	①一元管 理方式 ②分散管 理方式	①国民自らが情報活 用をコントロール できる ②「偽造」「なりすま し」等の不正行為を 防ぐ ③「目的外利用」を防 ぐ
B案 税務＋社会 保障分野で 利用	B-1案 －税務分野 －社会保障の 現金給付			
	B-2案 －税務分野 －社会保障の 現金給付 －社会保障情 報サービス			
C案 幅広い行政分野で利用				

別添2 金融税制・番号制度研究会海外視察ヒアリング先一覧

国	ヒアリング先	訪問日
オランダ	連邦財務省	2010年9月13日
	連邦内務省	2010年9月13日
スウェーデン	国税庁	2010年9月15日
ドイツ	連邦財務省	2010年9月16日
	連邦内務省	2010年9月16日
オーストリア	連邦財務省	2010年9月17日
	連邦首相府	2010年9月17日

別添 3 税額等に応じて料金等を設定している制度

関連制度	所得税	住民税
国民健康保険税		○
狩猟税		○
幼稚園就園奨励費補助		○
高等学校等就学支援金		○
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	○	○
自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等	○	○
国民健康保険の保険料（介護保険 2 号被保険者の介護納付金含む）		○
国民健康保険制度における医療費等の自己負担		○
後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担		○
保育所の保育料	○	
児童入所施設等の入所者の自己負担	○	○
助産の実施における自己負担	○	○
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付における自己負担	○	○
小児慢性特定疾患に係る医療費の自己負担	○	
未熟児への養育費の自己負担	○	○
結核児童の養育費の自己負担	○	○
障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担		○
障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担		○
障害者自立支援制度における補装具費の支給の自己負担		○
障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担	○	○
精神障害者の措置入院費の自己負担	○	
肝炎治療特別促進事業における自己負担		○
特定疾患治療研究事業における自己負担	○	
難病患者等居宅生活支援事業における自己負担	○	
ハンセン病療養所の非入所者に対する給与金の支給基準		○
原爆被爆者に対する家庭奉仕員派遣の利用要件	○	
原爆被爆者が訪問介護を利用した場合の助成の利用要件	○	
感染症の患者に対する措置入院の自己負担	○	
養護老人ホームへの入所要件		○
養護老人ホームの扶養義務者負担	○	○
軽費老人ホーム（A 型・経過措置のみ）の自己負担	○	○
職業転換給付金の支給基準	○	
中高年齢失業者等休職手帳の支給基準	○	

《出典》政府税制調査会「控除廃止の影響に係る PT」

別添 4 地方の税情報・所得情報を活用している主な社会保障制度

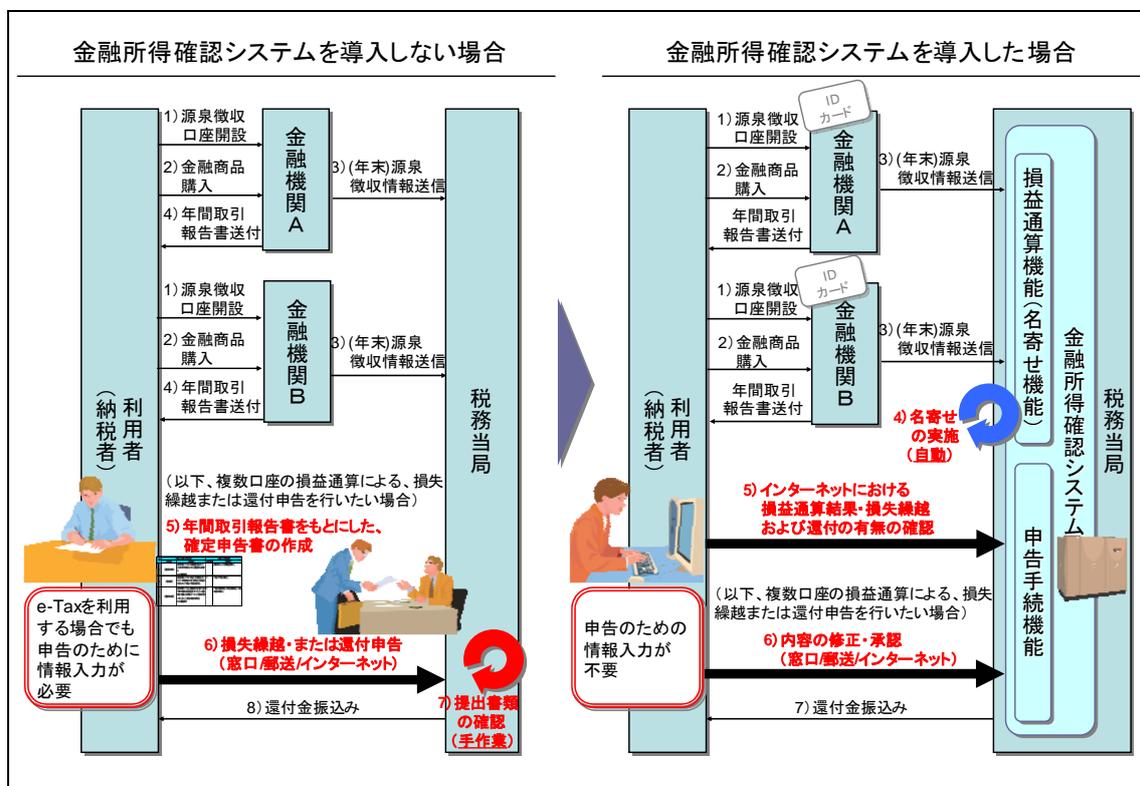
制度名		所得税・地方税に関する情報の活用		
		税額	所得額	課税の有無
年金		なし	【国民年金】 ○保険料については所得に応じた免除制度があり、市町村が保有する所得額を利用	
医療	健康保険	なし	【高額医療費】 ○低所得者の判定に、市町村が保有する所得額、住民税課税状況（課税の有無）を利用。	
	国民健康保険 後期高齢者医療制度	【高額療養費（自己負担限度額の設定）】 ○上位所得者（70歳未満）（※）、現役並所得者（70歳以上）及び低所得者の判定に市町村が保有する所得額や住民税課税状況（課税の有無）を利用。 ※国民健康保険のみ。 【一部負担金】 ○70歳以上の負担割合の判定に市町村が保有する所得額を利用 【保険料】 ○所得割額の算定に当たり、市町村が保有する所得額、住民税額を利用。また、資産割額の算定に当たり固定資産税額を利用。		
介護保険		【高額介護（介護予防）サービス費・特定入所者介護（介護予防）サービス費】 ○所得区分・利用者負担段階の判定に、市町村が保有する所得額や住民税課税状況（課税の有無）を利用。 【第1号被保険者の保険料】 ○市町村が保有する所得額や住民税課税状況（課税の有無）を利用。 【第2号被保険者の保険料（国民健康保険に加入している場合）】 ○市町村が保有する所得額や住民税額を利用。		
その他 福祉	生活保護	○生活保護受給世帯の収入状況の把握に当たり、課税情報等を調査し、活用する。		
	保育サービス	○入所児童の属する世帯における市町村民税課税の有無や所得税額等に応じ、保育所徴収金（保育料）を決定する。		
	特別障害者手当	なし	○受給者の所得に応じた所得制限あり。	なし
雇用保険		なし ※税情報以外の所得情報の活用あり（保険料は給与支給総額により変動。給付は離職前6ヶ月の賃金額により変動。）		

《出典》社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会（厚生労働省資料）

別添5 第三者機関に付与すべき権限

権限	内容
規則制定及び命令	「改正個人情報保護法(プライバシー情報保護法)」等法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他特別の命令を発すること(行政組織法 13 条 1 項)。
告示	公示を必要とする場合において告示(ガイドライン等)を発すること(行政組織法 14 条 1 項)。なお、金融、電気通信、医療等関連業法における個人情報、通信の秘密に係る情報、医療情報に関するガイドラインは、それぞれ協議の上、共同で告示する。
プライバシーの権利に関する法案等の審査	衆議院または参議院(所定の委員会)の要請により、指定の法案及び政策、情報システム等について、国民のプライバシーの権利への侵害の有無及び程度などの影響調査(プライバシー・インパクト・アセスメント)を実施し、院に対して、その調査結果及び改善意見を報告すること。例えば、国民の個人情報、プライバシーの権利に属する情報(プライバシー情報)を取り扱う情報システムの構築を伴う法案、番号制度の導入を伴う法案、(民間利用を含む)法定利用目的の範囲を拡大する改正案などがある。この場合、この報告内容の全部または一部は法案審議の資料とし、その法案の修正や附帯決議に反映させることができる。当該調査結果の公表の可否は院の判断によるべきであろう。 (なお、上記の権限が、三権分立との関係で論点となり得るのであれば、両院は内閣総理大臣に対してこの要請を行い、内閣総理大臣からこの委員会に対して審査を命じ、その審査結果は内閣総理大臣から両院に報告するという構成もあり得る。)
委託調査	内閣総理大臣または各省大臣の要請により、指定の法案及び政策、情報システム等について、国民のプライバシーの権利への侵害の有無及び程度などの影響調査を実施し、内閣総理大臣または各省大臣に対して調査結果及び改善意見を報告すること。ただし、調査結果は原則として公表するものとする。
調査(公的部門)	各省が現に実施している政策及び稼働している情報システムについて、プライバシーの権利に属する情報の取扱いについて、安全管理、正確性の確保、及び利用目的の管理等において、「改正個人情報保護法(プライバシー情報保護法)」に違反またはそのおそれがある場合には、調査(立入調査、必要な資料の閲覧、提出及び報告を求めること)ができるものとすべきである。また、必要に応じて当該コンピュータ・プログラムの解析等を行う権限を有する必要がある。
監査	国民のプライバシーの権利に属する情報を取り扱う公的部門に対する監査権を与える必要がある。
国際関係	EU 加盟各国のプライバシー・コミッショナー等海外の関係機関との調整・協議、OECD や APEC など国際会議等への参画等を通じて、我が国を代表して越境データ問題など国際的なルール形成において主導的な役割を担うべきである。
調査研究	個人情報・プライバシー情報保護に関する諸外国の法制度、関連する情報技術(IT)等の調査研究を行うこと。
調査(民間部門)	共通番号を取り扱う民間事業者及び民間事業者一般に対し、プライバシーの権利に属する情報の取扱いについて、安全管理、正確性の確保、及び利用目的の管理等において、「改正個人情報保護法(プライバシー情報保護法)」に違反またはそのおそれがある場合には、調査(立入調査、必要な資料の閲覧、提出及び報告を求めること)ができるものとすべきである。
事前相談(民間部門)	高度化、多様化するビジネスモデルに付随する様々な情報管理のあり方について、民間事業者が、率直に相談できる機能を設ける必要がある。
助言、勧告、処分(民間部門)	従来の個人情報保護法における主務大臣の権限を引き継いで一元的に運用すべきである。

別添6 金融所得確認システムのイメージ



【凡例】太字：金融所得確認システムの導入前後で大きく変化する部分

別添 7 日本版 IRA の概要

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> • 国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 • 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 • 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応。 • 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。
運用方法・ 運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関に専用の口座を開設。 • 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> • 5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 • 上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（ただし、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く）。
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> • 拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税）。 • 個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> • 年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目標。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理。 • 現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的且つ現実的な工程表の作成。 • 年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討。 • 当該制度の所管省庁の決定。 • 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

6 金融税制・番号制度研究会 メンバー

● 座長

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

● 委員（順不同）

阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済第二本部長
大崎 貞和 野村総合研究所 未来創発センター主席研究員
酒井 克彦 国士舘大学法学部 教授 兼 同大学院法学研究科 教授
山本 秀男 中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
田近 栄治 一橋大学理事 副学長
鈴木 正朝 新潟大学法科大学院 教授
武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー）
佐藤 修二 西村あさひ法律事務所 弁護士
徳永 匡子 東京青山・青木・狛法律事務所、ベーカー&マッケンジー外国法
弁護士事務所（外国法共同事業）税理士
増井 喜一郎 日本証券業協会 副会長
金子 敏之 日本証券業協会 政策本部 企画部課長
松野 秀人 野村証券 営業企画部 次長
水谷 成男 野村証券 営業企画部 営業企画課 課長
遠藤 満 全国銀行協会 金融調査部 次長
長嶋 拓人 三井住友銀行 経営企画部 金融調査室
業務環境・戦略調査グループ 室長代理
吉井 一洋 大和総研 資本市場調査部 制度調査担当部長
豊福 嘉弘 住友信託銀行 業務部 審議役
臼杵 政治 ニッセイ基礎研究所 年金研究部長 兼 主席研究員
小笠原 泰 明治大学 国際日本学部 教授

● オブザーバー

佐藤 宣之
鳴島 安雄
日出島 恒夫

● 事務局

河本 敏夫 NTT データ経営研究所 マネージャー
小林 洋子 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント
宮本 翔 NTT データ経営研究所 コンサルタント

7 研究会の開催内容

- 第 29 回会合
(2009 年 10 月 8 日) 「英国 ISA と日本版 ISA の再考」
「信託業界における年金税制改正要望について」
- 第 30 回会合
(2009 年 11 月 17 日) 「金融所得一体課税と日本版 IRA についてのご説明」
- 第 31 回会合
(2010 年 3 月 5 日) 「最近のドイツの金融税制改革等について」
「諸外国の番号制度の概要について」
「最近の英国の年金制度改革について」
- 第 32 回会合
(2010 年 4 月 2 日) 「社会保障・税に関わる番号制度の導入実現に向けての論点」
「最近の英国の年金制度改革について」
- 第 33 回会合
(2010 年 5 月 13 日) 「銀行業界、証券業界における今年度税制改正要望の
とりまとめ状況について」
「今年度の研究会の活動方針（案）について」
「主要国の資料情報制度の概要と我が国の制度の在り方について」
- 第 34 回会合
(2010 年 7 月 6 日) 「金融庁「金融税制研究会」における議論の状況について」
「国家戦略室の共通番号 PT の中間とりまとめについて」
「金融機関等からみた番号制度に対する意見」
- 第 35 回会合
(2010 年 9 月 2 日) 「情報法からみた番号制度の民間利用について」
「番号制度の民間（金融機関）利用について-プライバシーの
観点から」
「海外現地視察に関する事前説明」
- 第 36 回会合
(2010 年 10 月 19 日) 「欧州視察報告」
「今年度の研究会提言骨子について」
- 第 37 回会合
(2010 年 11 月 22 日) 「研究会提言（案）について」

8 金融税制・番号制度研究会とは

森信茂樹教授を座長として、金融所得一体課税、日本版 IRA、番号制度の実現に向けた提言を行うことを目的とした研究会。委員は、銀行・証券などの金融機関、法曹、税法学者、経済団体、シンクタンク、情報システム専門家などの有識者で構成し、税理論の観点だけでなく、制度を導入・運用するための実務的な検討を行う点が特徴である。

平成 18 年 9 月から活動を始め（当時「金融税制研究会」）、平成 22 年 11 月現在、37 回の会合を開催し、毎年報告書を公表している。いずれも金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryuu/20100611.html>）およびジャパン・タックス・インスティテュートホームページ（<http://www.japantax.jp>）で閲覧が可能である。

「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題」（2007 年 10 月）

「金融所得一体課税～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～」（2008 年 10 月）

「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」（2009 年 10 月）

また、2010 年 8 月に、『金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案』（社団法人金融財政事情研究会、平成 22 年 8 月）を出版した。

なお、平成 22 年 1 月より、「金融税制・番号制度研究会」に改称した。

9 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載する場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。

本報告書は研究会としてのもので、金融税制・番号制度研究会のメンバーが所属する企業・団体としての意見を表明したものではありません。

金融税制・番号制度研究会事務局

〒150-0011 東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティ―東急ビル6階

株式会社NTTデータ経営研究所

ソーシャルイノベーション・コンサルティング本部

電話：(03) 5467 - 6331 担当：河本、小林、宮本